

『給与支払報告書』

提出期限は、一月三十一日です

お店のご主人や会社で経理を担当している方は、毎年のことですが、次のことをお願いします。

従業員（臨時・パートの人も含む）がいる個人事業主の方や所得税で青色申告を提出している方で、事業専従者のいるお店のご主人、会社などに勤務している従業員に「昭和五十八年一月一日から十二月三十一日までの間」（中途退職者の場合退職時まで、中途就職者の場合就職時以降）に支払った給料や賞与などの

合計額を、すでにお手もとにお届けしてある給与支払報告書に記入のうえ、一月三十一日までに市役所税務課へ提出して下さい。

「給与支払報告書」の提出は、個人や法人などの事業の形態、従業員数、青色専従者数、また支払金額の多少などにはいっさい関係なく、その者に支払った五十八年中の一年間の給料・賞与などの総支払額、年末調整の際控除した配偶者扶養親族・障害者等の数、社会保険料・損害保険料

生命保険料等の金額および微収した税額等を記入していくだけようになっています。この「給与支払報告書」の用紙は、三枚一組と四枚一組の二種類あり、一般の従業員など給与等の支払いを受ける方には三枚一組の用紙を使って、二枚を税務課へ提出して下さい。

つぎに、五十八年中の給与の収入金額が五〇〇万円をこえる人や、法人などの役員（一年間の給与の収入金額が一五〇万円をこえる人）は、四枚一組の用紙を使っていたとき、一枚を税務課へ、一枚は源泉徴収票として大月税務署へ、残り一枚を本人に渡して下さい。

なお、この「給与支払報告書」の提出に関して、事業主から給料をもらっている人で、この給料以外には全く收入がない人は（例えば農業収入、営業収入、不動産収入などをいいます）この事業主から提出される給与支払報告書だけです。事業主など給与の支払いをする方は、もれのないよう事業主など給与の支払いをして下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。なお、あなたの事業所の従業員で、都留市以外の市町村から通勤している人の場合、その人の五十九年一月一日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになります。

屋外広告物の整理 屋外の違反看板 はり紙等の撤去

屋外広告物は美観風致の維持や公衆の危害防止のため掲示が制限されております。自己の敷地内に自家用看板や標札類を表示するもの以外は、知事等の許可を受けて設置することになっています。許可を受けずに設置したものは、許可期限の過ぎた看板類は設置者において除去します。自然は大切に、自然の美観を守りましょ。

①病院等に支払った医療費な

1月の美化推進事業

どの控除を受けようとする人②災害などにより被害を受けたため雑損控除を受けようとする人③住宅を新築して住宅取得控除を受けようとする人④住宅ローン控除を受けようとする人などは確定申告書または市県民税の申告書に添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意下さい。

このように「給与支払報告書」は、市県民税課税、諸証明発行の唯一の資料となるものです。事業主など給与の支払いをしてある総括表をつけて提出して下さい。

また、枚数の不足やその他お問い合わせは、税務課へお願いします。なお、あなたの事業所の従業員で、都留市以外の市町村から通勤している人の場合、その人の五十九年一月一日現在の住所地の市役所や役場へ提出することになります。

『償却資産』の申告

償却資産の所有者は、毎年一月一日現在を以って、償却資産の申告をしていただくことになっています。申告書の提出は一月三十一日（火）までとなっていますが、わざわざ提出して下さい。

なお、用紙のない人は税務課資産税係（☎ 03-1111-1252）へ請求して下さい。

譲渡所得の「お尋ね」 お早めに！

土地や建物を売った利益（譲渡所得）に対して、所得税等がかかります。

昨年中に土地・建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料などは確定申告書または市県民税の申告書に添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意下さい。

このように「お尋ね」を出しませんと直接大月税務署まで行っていただくことになります。

土地や建物を売った利益（譲渡所得）に対して、所得税等がかかります。

昨年中に土地・建物等を売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料などは確定申告書または市県民税の申告書に添付し提出していただかないと、その控除が受けられませんのでご注意下さい。